板倉町予算決算常任委員会

議事日程(第1号)

平成26年9月9日(火)午前9時開会

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 審查事項
 - (1) 議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について
 - ①予算説明
 - ②質疑
 - ③採決
 - (2) 議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
 - ①予算説明
 - ②質疑
 - ③採決
 - (3) 議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について
 - ①予算説明
 - ②質疑
 - ③採決
 - (4) 議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号) について
 - ①予算説明
 - **②質疑**
 - ③採決
- 4. 閉 会

○出席委員(12名)

委員長	荻	野	美	友	君	副委員長	今	村	好	市	君
委員	森	田	義	昭	君	委員	荒	井	英	世	君
委員	川野	辺	達	也	君	委員	延	山	宗		君
委員	小 森	谷	幸	雄	君	委員	黒	野	_	郎	君
委員	市][[初	江	さん	委員	青	木	秀	夫	君
委員	秋	Ш	曹	子	さん	委員	野	中	嘉	シ	君

○欠席委員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長	栗		原		実	君
教	育	Ì	長	鈴		木		優	君
総	務	課	長	鈴		木		渡	君
企ī	画財	政 課	長	小		嶋		栄	君
戸	籍 税	務課	長	根		岸	_	仁	君
環力	竟水	道課	長	荻		野	恭	司	君
福	祉	課	長	小	野	田	博	基	君
健儿	康介	護課	長	落		合		均	君
産	業 振	興課	長	橋		本	宏	海	君
都ī	市 建	設課	長	高		瀬	利	之	君
	計管		者	山		П	秀	雄	君
教事	育多業		会長	多		田		孝	君
農事	業'多 務	局	会長	橋		本	宏	海	君

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 根 岸 光 男

 庶務議事係長 行政安全係長兼 議会事務局書記
 伊 藤 泰 年 协 林 桂 樹

開会 (午前11時20分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) それでは、定刻前ですけれども、全員おそろいですので、予算決算常任委員会 を開会させていただきます。

〇委員長挨拶

- **○事務局長(根岸光男君)** 開会に先立ちまして、荻野委員長よりご挨拶をいただきます。お願いします。
- **〇委員長(荻野美友君)** 皆さん、こんにちは。引き続きよろしくお願いいたします。

議会改革に伴い予算決算常任委員会を設置し、予算及び決算の十分な審査と、町が執行する主な事業を評価していくことになり、3月の定例会から補正予算についても本委員会で審査となりました。委員並びに執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長(根岸光男君) ありがとうございました。

それでは、これよりは荻野委員長、進行のほうお願いいたします。

○委員長(荻野美友君) それでは、座らせてやらせていただきます。

○議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

〇委員長(荻野美友君) 早速ではございますが、本委員会に付託されました議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算(第3号)から議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までの4件について審査を行いたいと思います。

まず最初に、議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について担当課長からの説明をお願いいたします。

小嶋企画財政課長。

〇企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、(1)番であります議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補 正予算(第3号)につきまして、詳細な説明をさせていただきます。

今般の補正の概要につきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでありますので、省略させてもらいますけれども、補正予算の2ページ、3ページの第1表につきましては省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページを開いていただきたいと存じます。第2表、地方債の補正でございますけれども、 公益事業等債、農業基盤整備促進事業、大曲地区ということで、限度額360万円を380万円に増額補正するも のでございます。事業費の確定による補正ということでございます。

続きまして、臨時財政対策債でございますが、2億9,000万円を2億8,410万円に減額補正するものでございまして、借り入れ限度額の確定による補正というようなことでございます。

続きまして、5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の関係ですが、5ページと6ページにつきましてはごらんのとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

7ページから詳細について説明をさせていただきます。歳入でございます。14款 1 項 1 目民生費国庫負担 金139万6,000円の追加でございますが、歳出の3款 1 項 3 目の補装具支給額279万1,000円の2分の1の分を 受け入れるものでございます。

続きまして、同じく14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、507万8,000円の追加でございますが、 社会保障・税番号制度のシステム整備費としまして、平成26年度の当初の内示額の増額により今般補正する ものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金でございますが、390万円の追加でございまして、給付金の対象者の増 のため、増額分を受け入れるものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金でございますが、610万5,000円の追加でございます。「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業につきましては、事業費の増額によります追加分を補正するものでございます。2行目の経営体育成支援事業につきましては、事業の不採択により減額を行うものでございます。3行目ですが、はばたけぐんまの担い手支援事業につきましては、上段の経営体育成支援事業の代替事業としまして新規の採択でございますけれども、218万8,000円を追加するものでございます。その次の3節農地費補助金でございますが、農業基盤整備促進事業としまして大曲地区、事業費の決定によります52万5,000円の追加となってございます。その次の農業基盤整備促進事業の籾谷でございますけれども、新規の追加でございますが、10アール当たり10万円の5へクタール分として受け入れるものでございます。次の教育費県補助金の関係ですが、1,936万3,000円の追加でございますけれども、まきば幼稚園が実施をします認定こども園の整備に関する補助金としまして、事業費3,872万7.000円の2分の1分として受け入れるものでございます。

次の15款県支出金、3項2目の農林水産業費県委託金出ございますが、293万7,000円の追加でございますけれども、歳出の6款1項の関係の邑楽東部第1排水機場の管理費に係ります事業費391万6,000円の4分の3分を受け入れるものでございます。

続きまして、9ページをお願いしたいと存じます。16款財産収入、1目不動産の売払収入42万3,000円の追加でございますが、町有地の払い下げによる収入でございまして、大字岩田天神下696の2番地、用悪水路35平米の払い下げでございます。払い下げの単価につきましては、平米当たり1万2,100円でございまして、近傍宅地の固定資産税の評価額を基準とさせていただいております。この用悪水路に関しましては、公共用に供していない水路のため、隣接者の申請により払い下げを行ったものでございます。

続きまして、9ページの寄附金については省略をさせていただきますけれども、次の10ページをお開きいただきたいと存じますが、18款繰入金、2項3目ふるさとづくり事業基金繰入金でございますが、528万円の追加でございまして、町制施行60周年記念事業の財源として繰り入れをするものでございます。

次の4目公共施設等整備維持基金繰入金でございますけれども、420万円の追加でございますが、国道354号 バイパスの関連事業の財源として繰り入れを行うものでございます。

19款1項1目、2,241万4,000円の追加ですが、前年度繰越金を一般財源として追加補正をさせていただくものでございます。

続いて、11ページの町債でございますけれども、先ほど説明申し上げました農林水産業債の関係の大曲地区の20万円の追加と臨時財政対策債の590万円の減額となってございます。

次に、歳出に移らさせていただきます。12ページをお開きいただきたいと存じますが、1款1項1目議会費でございますけれども、説明欄のとおり備品費の購入を追加するものでございます。

13ページの2款でございますが、総務費、1項総務管理費の5目財産管理費ですが、55万1,000円の追加ということで、有料道路使用料、ETCの割引の終了及び使用頻度の増加によります追加となってございます。 続きまして、情報推進費465万円の追加ですが、社会保障・税番号制度システム整備事業としまして、住民 基本台帳システム等の改修とサーバー構築に係る負担金の追加をさせていただくものでございます。

次の12目防犯対策費50万円の追加でございますが、防犯灯新設等工事としまして移設を8基、新設を3基 を計画しておりますが、50万円の追加でございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと存じます。2款1項総務管理費、15目ふるさとづくり費528万円の追加でございますが、説明欄のとおり町制施行60周年記念事業の啓発事業、記念式典事業、広報等特別号発行事業、タイムカプセル事業、4カ村役場跡地表示板設置事業等を計上させていただくものでございます。

続きまして、15ページに移りますけれども、2款1項17目庁舎建設費50万円の追加に関しましては、説明欄では庁舎基本設計及び実施設計となっておるのですが、内容的には代替地の分筆測量費の追加となってございます。

続いて、16ページの統計関係については説明を省略させていただきます。

17ページをお開きいただきたいと存じます。 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費423万1,000円の追加の関係ですが、臨時福祉給付金の対象人数の確定によります追加となってございます。その下の国民健康保険の繰出金及び介護保険の繰出金と一番最後、後期高齢者関係の繰出金につきましては、それぞれ社会保障・税番号制度に係ります改修費を一般会計から繰り出すものとなってございます。

続きまして、18ページにつきましては省略をさせていただきます。

19ページをお開きいただきたいと存じます。4款1項1目保健衛生総務費695万5,000円の減額でございますが、看護学院の負担金の確定によります今般695万5,000円を減額させていただくことになっております。

2目の予防費607万円の追加につきましては、説明欄のとおりでございますけれども、法定予防接種事業としまして645万2,000円の追加、これは10月1日より法定による定期接種に移行になるため、水痘ワクチンと成人肺炎球菌の接種の委託料をそれぞれ追加させていただくことになります。その次の任意予防接種町単独助成事業につきましては、水痘並びに肺炎球菌の関係が定期接種のほうに移行になりますので、町単独事業分を減額するというようなことになってございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。6款1項3目の農業振興費でございますが、54万4,000円の追加でございまして、先ほど歳入のところでも申し上げましたが、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業としまして54万4,000円、はばたけぐんまの担い手支援事業、新規事業として218万8,000円、これは同額の補助ということになっております、歳入と。最後に、経営体育成支援事業につきましては、先ほど申し上げたとおり不採択による減額ということになってございます。

続きまして、21ページでございますけれども、6款1項5目農地費1,215万7,000円の追加でございますが、

一番上の邑楽東部第1排水機場関係では人件費、これは不足の見込み額を追加するものでございます。それと、次の水位計更新業務の関係でございますが、故障によります修繕業務費を追加するものでございまして、291万6,000円の追加でございます。下から2番目でございますが、農業基盤整備促進事業、籾谷地区615万円の追加でございまして、新規事業として圃場整備事業を実施するものでございます。最後に、農業基盤整備促進事業でございますが、細谷新堀地区170万円の追加でございますけれども、新規事業でありまして、邑楽土地改良区が事業主体の事業でございまして、邑耕への負担金として追加をさせていただくということでございます。

次、22ページをお開きいただきたいと存じます。 7 款 1 項 4 目観光費23万円の追加につきましては、着ぐるみの追加制作の不足分を追加するものでございます。現在 1 体の着ぐるみがあるのですが、やはり 1 体では使い勝手といいますか、効率が悪いということでもう一体をつくりたいということで、その不足分を23万円を追加するものでございます。

次の8款2項3目道路新設改良費420万円の追加につきましては、国道354号バイパスの用地購入費として 買収単価、買収面積の確定による追加ということになってございます。

次の23ページでございますが、10款 1 項 2 目事務局費2, 905 万 4, 000 円の追加でございますが、まきば幼稚園の関係で認定こども園の整備費の補助金を2, 904 万 4, 000 円につきましては、県負担が2 分の1、町負担が4 分の1、施行者が4 分の1 というような負担割合になってございまして、先ほど歳入で受け入れました1, 936 万 3, 000 円と町の分を合わせまして2, 904 万 4, 000 円を追加するものとなってございます。

次の教育費については、省略をさせていただきます。

24ページをお開きいただきたいと存じますが、10款4項2目文化財保護費62万円の追加でございますが、文化財保存事業費の補助金の追加でございます。具体的には、町指定であります足尾鉱毒被害者救済第1施療所というのが大雪災害によって修理が必要になったということで、町2分の1、所有者2分の1ということで修理を実施をしたいというふうに考えてございます。最後ですけれども、中央公民館につきましては展示用のパネル購入費としまして、一部破損による入れかえということで57万2,000円を追加するというものでございます。

最後のページ、25ページにつきましては、地方債に関する調書でございますけれども、一番右の欄をごらんいただきたいと思うのですが、当該年度末現在高見込み額ということで、合計額が今回の補正も含めた額となっておりますけれども、38億4,622万7,000円になる見込みということでございます。

以上、一般会計の補正に関する説明でございますけれども、慎重審議の上、採択いただきますようお願い 申し上げます。

〇委員長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

小森谷委員。

〇委員(小森谷幸雄君) 60周年記念事業ということで、質問になるかどうかちょっとわかりませんけれど も、お尋ねをしたいというふうに思っております。

基本的には来年の2月1日が60周年と。町としては、それを前後にして6カ月間で記念事業を展開すると

いうようなお話を伺っております。その中でいろいろ事業内容をご説明るるされているわけでございますが、そういった中で既存事業に冠をつけると、そういう傾向が非常に強いという認識をいたしております。その中で、町当局としてそれ以外のもので、単年度限りになるかと思いますけれども、事業を展開したいというような考え方、構想があるのか。といいますのは、例えば一つの例として、先般7日の日かな、栃木市ではラムサールの登録記念の、3周年記念かな、大きなイベントをやっております。そのチラシの後段には加須市ということで、従来は北川辺町単独でやっておった事業でございますけれども、加須市として大きなイベントを打ち込んでくると。一つの例としてそういう案内がございました。その中で、当町は町単独でございますので、財政的あるいは予算的に問題があろうかと思いますけれども、そういった意味で両市に挟まれた板倉としてそういう関連の事業を新たに展開する、一つの例ですけれども、そういった意味で記念事業として既存の事業の冠以外に町としての構想があるかどうかをお聞きしたいというふうに思っております。

○委員長(荻野美友君) 小嶋企画財政課長ですか、総務課長。

[何事か言う人あり]

〇委員長(荻野美友君) 鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木 渡君) ただいまのご質問でございますけれども、先ほどいろんな補正を出させていただきました。また、前回の議員協議会でも60周年ということで何かないかというようなことで、担当とすればいろんなことを考えて、なるべく経費もかからないで効率のいいものということで考えたつもりでございます。今小森谷委員さんがおっしゃいました来年の2月1日に向けて、8月2日には板倉まつりから始まりまして、その前から町とすれば、板倉音頭ですか、それも普及させようということで練習を町独自で重ねて広げていったらどうかということで、これも一つの新たな事業かなというふうに思っております。それ以外に、タイムカプセルの事業、これもどういうふうに今後やっていくか。予算をいただければそのような形で具体的に掘り出して、どういうふうな形で今後やっていくのか、それも新たな事業かなというふうに思っておりますし、また道路の愛称事業、これも実際どういう形でやはりやっていけたらいいのかということで、各課絞って今これからやっていこうということでございます。この群馬県については、栃木、それと埼玉の県境に接していますので、今委員さんがおっしゃいましたことが本来であればできればいいと思うのですけれども、なかなかその辺については各市町村ちょっと考えが違いますので、板倉町もできる限り、新たな事業といいますと健康づくり関連を今後進めていければなというふうに思っております。具体的にはなるべく健康に対する意識を、2月1日に宣言をして、その後町民の方に参加をしてもらうということで、それも決まれば健康の増進関係も新たにやっていければなというふうに思っております。

以上、簡単ですけれども、よろしくお願いいたします。

〇委員長(荻野美友君) 栗原町長。

〇町長(栗原 実君) 小森谷委員の質問について、うなずける面も多々あります。既存の大きな事業に、例えば町の体育祭、文化祭、そういった福祉まつりに冠をつけるものが中心ではないか。そのほかに、地味ですが、ただいま申し上げましたような幾つかの事業展開、さらには体協関係については、体協さんに検討していただいておりまして、それがどういう形で上がってくるかきないか等々も含め、町民の皆さんの発想に期待をしているところもあるわけであります。ただし、何をやれといっても予算を改めて用意しているということを言っていないものですから、また逆に言えば予算を幾らでもつけますよというようなことでは財

政的な立場から厳しさもあるということで、基本的には自立、独立採算制的な意味合いを含めて計画をして いきたいという大枠で各種団体には要請をしております。そのほかに町として、全く水面下でございますが、 例えば先ほど総務課長が言った健康関連については、4月1日、新年度に向けてどういう事業展開ができる かということを宣言をするのは簡単ですが、具体的にそれをどういうふうに事業を展開していくかというこ とについては検討させております。その関係で、目玉にでもなればということで現在NHKのラジオ体操会、 これは宝くじに当たるようなものであろうかと思いますが、もっと確率はいいと思いますけれども、それを 今、ついこの間もNHKまで出向いて誘致活動を展開をしております。ただ、これはまさに当たるか当たら ないかは言える次元の問題ではありません。さらには、ふるさとコンサート的な、NHKの、町民も含め歌 手等も、これはラジオ番組でありますが、NHKの素人のど自慢と同じような形で収録はしますが、公開の ラジオのほうへと、放送ということで、当町のどこかの会場で実施できるはずだということも含め、そうい ったお金も余りかけないで、目玉もあればいいなということからさまざまな角度でアタックもいたしており ます。ただ、これはせっかく質問が出たから、ないしょで答えるぐらいな意味でありますが、結果が出るか 出ないかというのは、まさに競争率も全国津々浦々同じものを求めて、そういう展開を望んでいる自治体は しているわけでありますから、いかような方法をとり、いかような交渉経緯を経、どういう作文をしたらと いいますか、大義名分をつけながらすればより確率が上がるかということまで細部にわたって検討をいたさ せ、私自身も直接出向きながら、支局長等々ともこの間お会いをしてきておりますし、そういったさまざま な角度から、できればそういう目玉的なものも検討しているということは事実であります。ただ、成果はや ったけれども、だめだったということは十分あり得るということであろうと思っておりますが、努力はいた しております。

〇委員長(荻野美友君) 小森谷委員。

○委員(小森谷幸雄君) 質問する側も具体的にこれをというようなことで案としても出せないのは非常に申しわけないと思います。そういった点で、町長が今そういったお話をされているわけですけれども、まだ事業によっては、時間的な余裕があるとは申し上げませんけれども、考える時間はあるのかなというふうに思っております。そういった点で、なるべく全町民が何らかの形で参加できる、例えばさっき健康宣言云々というような話もございました。そういった関連事業でもいろいろ全町民が参加するものもあるであろうというふうに思います。そういった点で大変職員の方々にもご協力をいただかないとできないわけでございますけれども、役場全体の職員さんの知恵も結集をしていただいて、せっかくの60周年記念事業という時期に当たりますので、ぜひ何らかの形で成功裏に導いていただければありがたいということで質問とさせていただきます。

終わります。

〇委員長(荻野美友君) 栗原町長。

〇町長(栗原 実君) 先ほど答弁漏れがございましたが、北川辺町、栃木市のそういった事業については十分承知をしております。それりよりも一歩先んじて、過去の板倉町では遊水池の利用を含め大きくチャレンジした経緯は承知しておりまして、その経緯を踏まえ現在の板倉町の現状があるわけでありまして、栃木市さん、北川辺町さんも苦労を重ねながらやっているらしいという話も伺っております。

○委員長(荻野美友君) ほかにありませんか。

市川委員。

〇委員(市川初江さん) 8番、市川です。

7ページでございます。14款2目の民生国庫補助金の中で臨時福祉給付金事業がございますけれども、こ こ390万円の追加ということで対象者が増えたということでございますけれども、何人ぐらい増えたのか、ま たトータルすると全部で何人ぐらいいらっしゃるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。
- 〇福祉課長(小野田博基君) お世話になります。

それでは、今何人ぐらい増えたかということでございますけれども、臨時福祉給付金、当初2,500人を予定していたのですが、2,600人ぐらいになるかなということで100名の増ということと、それと思ったより老齢基礎年金とか年金もらっている人が第1番の条件である扶養になっていなかったというような部分がありまして、5,000円加算されるのですが、その方の増分ということで、合わせて390万円の追加ということになります。

それと、ちなみに臨時福祉給付金、1カ月が経過しました。今現在全体では2,526人の方に発送してあるのですが、そのうちの約半数の1,250、1カ月間で申請しております。あと残り2カ月ありますので、その方の申請を待つということになります。

以上です。

- 〇委員長(荻野美友君) 延山委員。
- **〇委員(延山宗一君)** 農業の基盤整備事業についてお伺いをしたいと思います。

以前は大曲地区を対象として実施がされた中で、今回籾谷地区を新たにやりたいということなのですけれども、540万円ということで追加が出されております。これについてどのような工事を今回計画をされているのかお伺いしたいと思います。

- 〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- ○産業振興課長(橋本宏海君) お世話になります。

ただいまご質問の板倉籾谷地区の農業基盤整備促進事業なのですけれども、この関係につきましては先ほど冒頭町長の挨拶でもございましたように農業の活性化ということで、農家負担の少ない事業をというような形の中で昨年から、まきば幼稚園の裏側あたりになるのですけれども、約5ヘクタールぐらいの農地を対象に、一昨年から進めております国の定額の10割補助の助成金を活用して、小さな農地を貸し借りで集積することで集団化ができないかということで推進を図ってまいりまして、関係者が135名ほどいるのですけれども、おおむね、ほぼ、1人だけ若干まだ同意が得られていない方はいらっしゃるのですけれども、99%以上の同意が得られたという形の中で、国の補助金もおおむね100%いただけるという中で、5ヘクタールの農地を対象に畦畔の除去をして、135名の関係者がどれだけ絞れるかというのはこれからまた地元調整あるのですけれども、集積を図って大型圃場をつくっていきたいという内容での工事概要でございます。

以上でございます。

- 〇委員長(荻野美友君) 延山委員。
- **〇委員(延山宗一君)** 135名の地権者がおられるということなのですけれども、以前このことに触れたときに100%の同意得られない、90%だということなのです。いまだもってまだ100になっていないということな

のですけれども、当然事業を進めるに当たっては100%同意が必須かなと思うのですけれども、同意が得られるということの中でスタートしたということなのでしょうか。

- ○委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- **○産業振興課長(橋本宏海君)** この地区につきましては、基本的に昨年の説明会から農業委員さんのお世話になって地元推進やっておりまして、まだ現時点では得られていないのですけれども、おおむね得られるという感触の中で今回補正のほうお願いしているというような状況でございます。これにつきましては、最終的には同意を得た段階で地元説明会もして、事業のほう展開していきたいというような基本的な考えでございます。
- 〇委員長(荻野美友君) 延山委員。
- **〇委員(延山宗一君)** 100を望むということの中で進めていく、理解できるわけなのです。100%の助成ということなので、非常にいい条件の中で事業が展開できるということなのです。そうしますと、当然それに対しては何らかの条件もつけられるのかなというふうにも思うのですけれども、それについてはいかがなのでしょうか。
- 〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- **○産業振興課長(橋本宏海君)** 一昨年から進めています事業の中でも特に同意が得られなくて、最終的に 代替地を求められたような方もいらっしゃいましたので、その辺はご本人の意向を確認しつつ代替地等で対 応するなり、その辺は状況踏まえた中で判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(荻野美友君) 延山委員。
- **○委員(延山宗一君)** 今の同意の方も含めてなのですけれども、この100%事業そのものに対しての中身についてちょっとお伺いしたいと思ったわけなのですけれども。
- 〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- **○産業振興課長(橋本宏海君)** 要は同意が得られないとできないかというご質問……
- **○委員(延山宗一君)** 100%補助があるということの事業の中身について、今回これ100ですよね。例えば 2分の1なり3分の2とかというような事業の中で、今回100ということなので、当然それなりにまた縛りも 出てくる。100%同意はもちろん必要なのですけれども、それに対して条件もつけられるのかなと思うのですけれども、それに関してはいかがなのでしょうかということです。
- **○産業振興課長(橋本宏海君)** 失礼しました。

この地区につきましては、逆に言うと地区の特性がありまして、過去に実施したところですとパイプライン等が整備されているものですから、1人、2人の反対者がいた場合にそこを対象外にすることも選択肢としてあったわけなのですけれども、この地区につきましてはまきば幼稚園の裏が用水路で用水を供給している事業から、1人の反対者がいることでそこに例えば二毛作等の導入が厳しくなるということで、ここの地区については100%を目指したいというような形の中で、あくまでも事業での制約ということではございません。

- 〇委員長(荻野美友君) 延山委員。
- ○委員(延山宗一君) といいますと、二毛作を条件とした今回のこの事業ということになるわけですか。

〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。

○産業振興課長(橋本宏海君) 制度上の縛りはないのですけれども、ここの地区につきましては、要は小区画の人から土地の貸し借りの流動化をできるだけ促進して借りる方に集約していきたいというような考え方の中で、二毛作を導入することが貸す側が貸しやすい条件ができるだろうというような想定で当初地元推進を図ったというような形の中で、今言うように二毛作に支障がないように100%を目指しているというような実態でございます。

〇委員長(荻野美友君) 延山委員。

〇委員(延山宗一君) そうなのですけれども、だから二毛作を目指して、できるように目指して、多分1 件同意が得られないと水入れてしまうと二毛作ができないということでの、結局そういう二毛作が縛りということになるわけですよね。

〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。

○産業振興課長(橋本宏海君) 二毛作そのものは縛りではございません。ですから、逆に言うと水稲の単作でもこの事業を行うことは可能です。ただ、どっちにしても貸し借りの流動化が促進されて初めて貸す人がいて借りる人がいて、そこに農地が集約できるというようなシステムでございますので、農地の貸し借りをしやすくするために二毛作ということで、二毛作が絶対の条件ということでは、必須の条件ではございません。ですから、水稲の単作でも貸し借りが成立する内容であれば本事業の導入ということは可能でございます。

○委員長(荻野美友君) よろしいですか。

延山委員。

〇委員(延山宗一君) というと、その辺の何か細かいところのニュアンスがなかなか理解できないところ もあったのですけれども、ということは今回この事業に取り組んで自分で作業してもいい、もしくは例えば 稲だけ単作でもいいということになると理解していいわけですね。

〇委員長(荻野美友君) よろしいですか。

ほかに。

秋山委員。

○委員(秋山豊子さん) 23ページの認定こども園のところなのですけれども、これをやるについて子ども・子育て会議を持っていたと思います。その進捗ですか、その状況をちょっと教えていただきたいということと、それから22ページのイメージキャラクターのところなのですけれども、メールなどで今イメージキャラクターに、いたくらんちゃんに投票してくださいというのがメールで入ってきます。そういう中で、やはりこれは投票によってPRが拡大するのかなと思うのですが、それをケーブルテレビの1分間PR、あれに出してはどうでしょうかと思います。それで、やはりインターネットとか携帯で、あとはいろんな今のツールを使って一票でも多く町民の皆さんに投票していただくということでそのイメージもぐっと高まるのかなというふうに思いますので、この辺いかがでしょうか。

〇委員長(荻野美友君) 栗原町長。

〇町長(栗原 実君) イメージキャラクターのほうにつきお答えしますが、一つの方法だとは思っています、例えばケーブルテレビは。ですが、館林市もケーブルテレビの範囲でありますので、館林市もキャラク

ターをPRしていると。ケーブルテレビを使うと、もしかするとマイナスイメージのほうが強くなるのかなという難しさはあるのです。館林も板倉がやっている、ではどんどんやれと言えば、もう人口も違いますし、投票も違いますし、向こうは3回目を踏んでいますからということも含めて、一応検討はしてみたいと思っています。あくまであれは全国のイメージキャラクターの人気度を競う競技でありますので、でもこの前申し上げましたように人気度イコールお金で買えるみたいなところがあるわけです。お金で買えるみたいなところという表現は難しいですけれども、人口の多いところのほうが圧倒的に有利ということです。要するに投票を呼びかけるのも含めてです。そういったものですから、あれで全国のそういったイベントで優勝しなくても、あるいは何百位であっても、それはすばらしさには変わりはないということを初めから承知をしていただきたいということを踏まえてこの前説明をし、結果をできるだけ町で、現在ちなみに百何位ぐらいのところでいるそうであります。1人の人が登録をして40日間、40票も極端に言えば投票できるわけでありますので、携帯をお持ちでしょうから、議会の皆さんも、秋山さんも登録していただいたのでしょう。そういう意味では、毎日毎日順位を上げるために、それがイコール知名度にもつながるわけですから、ご協力をお願いしたいと思います。ちなみに、うちは携帯を4個持っていますから、だから全部それぞれ登録し、毎日毎日一応は登録をさせていますから、160票はうちで稼げると思っています。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) それでは、認定こども園の整備事業、この関係は教育委員会のほうの予算で整備をしているものでございます。秋山さん言われている今の進捗状況ということでございますけれども、子ども・子育て会議につきましてはアンケート結果を今委託業者のほうでまとめているところでございます。それで、10月には子ども・子育て会議を開きまして、その結果等を報告させていただきながら今後の計画のほうへ進んでいければというふうに考えております。

それと、町内2つの私立の幼稚園、それと2つの公立の保育園、1つの私立の保育園ということになるわけですけれども、これが今後どのような形の中で新制度のほうへ移行していくかというところでお話をさせていただきますと、公立の保育園と私立の保育園、これは必然的に新制度の中で展開をされていきます。私立の幼稚園につきましては、選択肢がございまして、要は新制度のほうへ乗っかって事業展開していくというものと、今までどおりの制度の中で私学助成を使いながらやっていくというようなことがございます。当然ここに、認定こども園整備事業、これはまきば幼稚園の部分なのですが、まきば幼稚園のほうにつきましては新制度によるこども園を目指していると。また、海老瀬にありますひまわり幼稚園につきましては、現行どおりの私学助成を使っての幼稚園運営をしていくというような確認だけはさせていただいております。以上です。

〇委員長(荻野美友君) 秋山委員。

○委員(秋山豊子さん) 先ほど町長が館林のほうが住民が多いので、どっちにしても負けてしまうよということなのですけれども、でも全体的に見ればそうかもしれないのですが、メールでもインターネットでもやる人はやる、やらない人はあってもやらないということで、何といってもやはりPRが大事だと思うのです。いたくらんはかわいいですし、もうあれが出ただけで、ああ、かわいいなと思いますし、板倉でも各家庭でインターネットとかメールをやっていない方もおりますので、そういう点でケーブルテレビでPRができればその効果は上がるのではないのかなというふうに思いましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、子ども・子育て会議のほうで、やはり会議に出ている方はある程度現場に密着した方ですので、いろんな意見が出てきているのかなというふうに思うのです。アンケートの結果を見ればまたいろんなきっと声が聞こえてくるのかなと思うのですが、現場でこれから、先ほども条例などもできましたけれども、もう少し現場ならではの声が、どういうふうな声が上がっているかなというのも私もすごく聞きたいなというふうな思いがありまして今ちょっとお話ししたのですけれども、会議では結構な意見が出ますか。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) 今までの会議というのは、アンケートに向けての会議、こういうものをとりますよというようなところで終わっていますので、結局秋山さんが言われているような内容的なものにつきましては、今後の子育て会議の中で出てくるのかなというふうに思っています。また、それに先立ちまして、病児、病後児保育とか、いろんなものについてもこれができるに先駆けてやっておかなければならないものとか採用していますので、そういった中でさらに充実した計画ができていければなというふうに思っています。ちなみに、今そういう現段階で現場サイドあるいは保護者サイドからこうしたほうがいいというのは、まだこれからだというふうに思っています。

以上です。

- ○委員長(荻野美友君) 町長の答弁はよろしいですよね。先ほどいろいろと話、聞きますか、また。 [「あれば」と言う人あり]
- **〇委員長(荻野美友君)** 町長、何かありますか。いいですか。先ほど話したということでご理解…… では、秋山委員。
- **〇委員(秋山豊子さん)** そうしますと、子ども・子育て会議は全体的な終了となるのは、今ちょうど中ぐらいでしょうか。終了となるのはいつごろになりますか。
- 〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。
- **○福祉課長(小野田博基君)** 目標といたしますと、今年中にどうにかまとめて、最終的に議会の計画の中の審査ということになってきますので、そういう過程を踏まえて計画を策定していくということですので、基本的には子ども・子育て会議の中では今年中にはどういう形かで形にあらわしたいというふうには思います。

以上です。

- 〇委員長(荻野美友君) 栗原町長。
- **〇町長(栗原 実君)** いたくらんの関係ですが、秋山さんの言うところもごもっともなところもありますので、1週間で1万円ぐらいでできる我が企業案内みたいなところで、あそこら辺を利用して1週間程度でもやってみてもいいのかなみたいな今ちょっと相談を、先ほど検討しますというのはそういうことです。ありがとうございます。
- ○委員長(荻野美友君) ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時10分といたします。

休憩 (午後 0時10分)

再 開 (午後 1時10分)

○委員長(荻野美友君) 再開いたします。

初めに、委員の皆さんに申し上げます。質問は一問一答方式としまして、終わり次第2問目を受け付ける というような形で進めたいと思います。

それでは、質疑ありませんか。

森田委員。

○委員(森田義昭君) 1番、森田です。

先ほどの続きでよろしいですよね。

「何事か言う人あり]

- **〇委員(森田義昭君)** 13ページの防犯灯の新設工事なのですが、これたしか3基ほど新設するとお聞きしました。これは、毎年新しく何基か新設していくわけですか。それと、3基の具体的な場所をお教えいただければと思います。
- 〇委員長(荻野美友君) 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木 渡君) ただいまの防犯灯の関係ですが、今年の4月から7月までに新しく13基設けました。また、移設をしたものが2基ございまして、撤去が1基というようなことで、今回足らなくなって補正をするというようなことでございます。今回の移設ですが、何でも要望でするわけではなくて、やはりその現場、区長さんあるいは防犯委員さん方から出された場合に、まずは通学路の関係を見て必要があるかどうか、それと集落内であるのかどうか。特に防犯支部があるものですから、そちらのほうの整合性を見ながら、設置をしてくれというようなことで来たときに職員が直接その集落の現地に行きまして、設置がまず可能かどうかと。場合によっては、個人の所有地、持っている土地等もお借りする場合もありますので、その辺の協議が済まないと設置ができないということで、それを考えながら、今回も足らなくなりまして補正をするというような状況ですので、ケース・バイ・ケースではありますけれども、やはり実情に合って要望があれば現地を見ながら設置をしていくと。これ当然予算の範囲内ということでやっているものでございます。以上です。
- 〇委員長(荻野美友君) 森田委員。
- ○委員(森田義昭君) よくわかりました。ありがとうございました。
- ○委員長(荻野美友君) いいですか。

黒野委員。

- **〇委員(黒野一郎君)** 午前中延山委員さんが話された21ページ、籾谷の関係、農業基盤関係です。その下の細谷地区、新堀地区ですか、新たな追加、170万円、この場所の進捗状況がわかればお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。
- 〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- ○産業振興課長(橋本宏海君) お世話になります。

ただいまのご質問なのですけれども、細谷新堀地区の位置的なものにつきましては、細谷新堀が大曲から離のほうに真っすぐ行って、29号を過ぎて板倉川に落ちるかと思うのですけれども、板倉川に落ちるところの100メートルぐらいが不等沈下で水路がひしゃげてしまったということで、今回邑楽土地改良区のほうが事業主体になって、修繕を実施するものについて町のほうが負担をお手伝いするというような形での補正でご

ざいます。

以上でございます。

- 〇委員長(荻野美友君) 黒野委員。
- **〇委員(黒野一郎君)** 邑耕のほうで負担町がするというのは、それはわかっているのですけれども、進捗 状況はどの辺ぐらいまで、または終了がいつごろなのか、その辺がわかれば。予算の補助金はわかっている のです。
- 〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- **○産業振興課長(橋本宏海君)** 失礼しました。これにつきましては、邑楽土地改良区のほうで今年度事業を予定しているということで協議がありまして、ですから今年度中に、恐らく稲刈り後水が引けたときに今の不等沈下部分を改修してというようなことで予定を考えているようでございますので、この秋から冬にかけて邑楽の改良区のほうで修理するものについての負担というような内容でございます。
- 〇委員長(荻野美友君) 黒野委員。
- ○委員(黒野一郎君) 最終的に立ち上げしながら工事やるわけですから、そのときには町側も多少の話し合いというのか、現場を見るとか、工事が始まったときには、そういうことは今後は、その辺お願いします。
- 〇委員長(荻野美友君) 橋本産業振興課長。
- **○産業振興課長(橋本宏海君)** あくまでもこれ事業主体につきましては邑楽土地改良区ですので、現場監督的なことは邑楽土地改良区のほうで実施するようにはなると思います。ただ、町といたしましても、既にこういう負担金を伴うというような形の中で、邑楽土地改良区の職員と現地のほうは確認して現場のほうは見させていただいておりますし、当然竣工いたしますればそれに対する負担金を伴うということで、現地のほうの確認はさせていただくというような考え方でございます。

以上でございます。

- 〇委員長(荻野美友君) 黒野委員。
- **○委員(黒野一郎君)** そうだと思いますけれども、私が言っているのは、監督をしろとか、それは除いてください。監督ではなく、どういう状況なのかということを始まった時点のときに確認というのか、見ていただくのはどうですかと話をしたものですから、監督をするとかそういう状況ではありませんので、わかりました。
- ○委員長(荻野美友君) よろしいですか。

荒井委員。

- **〇委員(荒井英世君)** 19ページですけれども、法定予防接種事業の中の水痘ワクチン接種委託料、水ぼうそうですよね。もう一つが成人肺炎球菌ワクチン接種委託料、これなのですけれども、今年の10月から定期予防接種が実施されることでこの2つをするのですけれども、それぞれの接種の対象者、数、それから自己負担はあるのかないのか、それぞれの接種の関係ですけれども、それをお聞かせください。
- 〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。
- **〇健康介護課長(落合 均君)** ご質問の予防接種の関係でございますが、こちら年度途中の10月1日から 定期接種化ということで、これまで町単独の任意事業として取り組んできた部分でもありましたが、それが 移るという形でございます。まず、水痘ワクチンの関係でございますが、こちらにつきましては対象者が319人

ということで今考えておりますが、300人ということで補正のほうをさせていただきました。自己負担につきましては、こちらはございません。無料でということでございます。次に、高齢者のインフルエンザのほうでございますが、こちらは対象者の方が65歳から5歳刻みの方が対象となります。ということで、対象者といたしましては945名ということになりますが、ただ接種率、100%接種いただいていないというところで、これまで成人のインフルエンザの接種率が約60%ということで実績がございましたので、今回945名の接種率60%ということで見込みまして、560人分ということで予算計上させていただきました。こちらの自己負担につきましては2,000円のご負担をいただくということで、館林、邑楽、1市5町統一したご負担ということで予定をしております。こちらにつきましては、館林、邑楽医師会と委託、今後契約をさせていただいて、実施をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(荻野美友君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

青木委員。

○委員(青木秀夫君) これ1間だけ聞かせて。では、先ほど臨時福祉給付金事業という質問がありまして、それに回答があったのですけれども、390万円が補正で追加になったわけですけれども、さっきの説明ですと何か2,500人から100人程度増えたので、390万円追加したというような答弁だったと思うのですけれども、臨時給付金ってこれ1万円ぐらいではないの、1人。消費税のアップに伴って、低所得者に対して個別の減税は難しいから、1万円だけ出しましょうかとかということなのだと思うのですが、この前何か説明あったかなと思うのですけれども、これ町民税を払っていない、課税されないような人が対象になるとかと記憶していたのですけれども、そういう方こんなにいるのですか。

それともう一つは、私この間ちょっと聞かれたことあるのだけれども、収入は物すごくあるのだけれども、何か未亡人というか、寡婦年金とか、そういうの受けている人というのは課税されないのですか。そこの人に聞かれたことあるのだ。「うちのおばあちゃん物すごく収入あるのに給付金というのが来たんだけどさ、何なんだろうね」とかって、家族の人が不思議がっていたのです。若い人よりも収入があるのに、何か送られて来たのは。だから、「ちょっとそれ役場へ行って聞いてみたら」と言ったのですけれども、行ったらもらえるって、確認したら、言ったそうですけれども、その辺のことを含めて。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) 先ほど本体部分、要するに基本部分と加算部分ということでご説明申し上げたつもりだったのですが、ちょっと説明が弱かったのかなというふうに反省しております。要するに全体の基本部分につきましては、先ほども申し上げたとおり2,500人が2,600人というので100人、1万円ですから100万円ですけれども、そのほかの上乗せの加算分5,000円というほうが要は思ったより多かったというようなことをちょっと説明はしたつもりだったのですが、理解がということは説明不足だったのかもしれません。そういうことになります。

それと、寡婦の関係でという、こちらはデータで、税情報になりますので、税のほうからのデータをいただいたものに通知を差し上げているという形になりますので、そういう方で該当になるというような判断でこちらからは発送しているということでございます。

以上です。

〇委員長(荻野美友君) 青木委員。

〇委員(青木秀夫君) 先ほどの答弁ですと、二千五、六百人いて、まだ申し込みというか、申請している人が半分ぐらいだということなのですけれども、これは3月まで有効期間があるのですか。もし3月までにそういう人が来なかった場合は、権利が失効してしまうというか、失格で、別に町はそれ以上そういう方に催促してあげるとか、そういうことしないのですか。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) 9月1日から申請を開始いたしました。1カ月を経過して半数ということで、締め切りは12月1日までです。申請締め切りは12月1日ですので、あと2カ月間、1カ月のうちに半数来ていただいたということです。あと2カ月の中でというようなことで展開していくわけですけれども、最終的に結論申し上げますと、12月1日を過ぎてしまうと受け付けることできなくなりますので、失効になってしまうのですが、この辺につきましても税情報ということもありまして、なかなか周知の方法というのが難しいところがございます。そういう形の中で、今月号の広報あるいはホームページでもお済みでない方というようなPR、周知をさせていただいております。それと、今後は回覧等でも回して、お済みでない方は役場にというようなこと、あるいは要は自分から申し出れば、結局地元地域の民生委員さんに聞くとか、民生委員さんのほうが出したかいということになると、ある意味税情報に入ってきてしまいますので、そういう回覧的なもので周知して徹底していこうかなというふうに思っているのですが、そういうことで地元の民生委員さんにお尋ねくださいとか、そういうようなことで、なかなか役場に来られない、あるいは役場に電話できないとか、そういう人たちのカバーというのは最終的には回覧を回そうかなというふうに思っています。今の段階では、一番初めに周知した申請期間は9月1日から12月1日までですよというようなところで半数が来ていただいていると。その後については、あと2カ月ありますので、その中で……

[何事か言う人あり]

○福祉課長(小野田博基君) 済みません。失礼しました。8月1日です。子育てのほうが9月でした。8月1日から12月で、子育てのほうは9月1日から12月1日で、終わりは同じです。そういう周知をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

〇委員長(荻野美友君) 青木委員。

○委員(青木秀夫君) 5,000円の上乗せの人も補正予算に入っているので、390万円になったわけね。それはわかりましたけれども、先ほどの周知の仕方なのですけれども、やはりこういう対象者は結構高齢者の人とか、そういう人も多いと思うのだ。税金取るほうは、滞納していれば督促状出したり、何回も毎日取りに行ったり、そういう手法とるわけだから、申請がなかったからといって12月が来たからもう終わりというのはちょっと気の毒のような気もするので、いろいろ周知方法難しいのだろうけれども、はがきだけではなくてそういう人も何人かいるようだったら電話してあげるとか、そういうぐらいなサービス、そういうことしてはいけないのですか。申請ということは、こちらから忘れていますけれどもどうですかとかって、そういうことしてはいけないルールになっているのですか。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) それがまさに税情報というところでネックになっていまして、あくまでもそういう形というのが、税情報の中でやっていますので、要は非課税というのが大前提でございますので、そ

の辺がネックになっているのです。それで、それの要は代替する対応として、広報紙とかホームページは限られた人たちだけになってしまいますので、最終的には回覧を回す、あるいは民生委員さんのお力をかりる、そういった中で民生委員さんのお力をかりる中でも細心の注意を払いながらというようなところでこの事業については執行していきたいというふうに思っています。最終的には回覧を回す、それを続けるしかないのかなと。それで、ゼロに近づけていきたいという、そういう考えでいますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長(荻野美友君) よろしいですか。

ほかに。

「何事か言う人あり】

○委員長(荻野美友君) いいですか、後で。

では、ほかにありませんか。

野中委員。

- **〇委員(野中嘉之君)** 庁舎建設事業について伺いたいと思いますが、一番の難問であった用地取得が職員 の努力と地権者のご理解を得て用地取得の見通しが立ったようで大変よかったなというふうに思っております。まず、いつごろまでに取得の見通しなのか伺いたいと思います。
- 〇委員長(荻野美友君) 小嶋企画財政課長。
- ○企画財政課長(小嶋 栄君) 庁舎建設用地につきましては、先ほど公共用地の取得の議案の承認がありましたので、それを踏まえてこれから個別交渉で地権者交渉に入っていきたいというふうに考えております。契約に関しましては、集団による契約と個別による契約とがあるのですけれども、今回につきましては個別の契約ということで、各個人ごとに土地代金ですとか報償費等を説明させてもらいまして契約をしたいというふうに思っています。これに関しましては、いろんな法律的な、法令的なものもありますので、各個人によって若干契約時期が違いますけれども、この議会が終了した時点で戸別訪問して速やかに各個人ごとに契約をさせていただくということで、なかなか時期的にはいつまでということはないのですが、先ほどの議案のとおり今年度中には終わしたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇委員長(荻野美友君) 野中委員。
- ○委員(野中嘉之君) 今年中ではなくて今年度中ね。わかりました。

いずれにしましても順調に取得された場合に、先ほど町長は建設委員会を立ち上げて今後詰めてまいりたいと、そのようなことを言われておりますけれども、現段階においての今後の建設の見通しといいますか、スケジュールについて、知れる範囲でといいますか、わかる範囲でお尋ねします。

〇委員長(荻野美友君) 栗原町長。

〇町長(栗原 実君) 先ほど冒頭、先ほどといいますか、朝方冒頭の挨拶で、全て今の時点で表現をさせていただいたつもりであります。ただいま小嶋課長のほうから今年度という話も出ましたが、できれば今年中に、でもまだ3カ月あるわけですから、先ほど野中委員さんの質問に、誤解があっては困る面があるわけですが、今回上げたのは23件なのです。全地権者はプラス何人かいらっしゃる。それに今先行して、先行してというのは沈んでいろいろ交渉しているという状況でありまして、それは本当の少数であります。したがって、23件についてはおおむね商談のしっかりとした見通し、合意ができるということを踏まえて、いわゆ

る土地の売買契約の今日の議案として提示をさせていただいたわけでありまして、そういうほとんど残りが少ない流れの中で、いずれにしてもできれば年度でなく年内中ぐらいに契約、100%の契約に持っていきたいと。万が一そういったことが不可能になる場合も想定して、いろんなほうの整理もしているということは言ってきているとおりであります。それらも含めて、建設委員会を立ち上げるにはどういう人選がよろしいかとか含めて、まずは原案の原案みたいなもの、全く白紙で立ち上げるわけにもいきませんので、あるいは立ち上がった以降、建設委員会さんにどういうことを相談して、手順も含め進めていくかということも含めて現在水面下で検討させつつあるというようなところでありまして、それが実態であり、現実であり、100%でありますので、いつごろということについてはまだ明言はできない。目標は、そういうできればということであります。非常にまだまだであれですか。したがって、近隣の建設委員はどういう立ち上げ、例えば明和や邑楽町や、そういう例も調査を当然させておりますし、どういうメンバーを入れるべきかとか、それの基礎となる案の検討に入っていると。それを踏まえて、もし検討委員会が立ち上がったときにはどういう手順でどういうことを順次検討していただくかということも含めて、そういった全体の流れも含めて、それなりの土地の買収が見通しが立ちつつありますので、次の段階を今そういうことで進めているという冒頭の挨拶でございます。それ以上のことは多分今時点では言えないのかなと。何もないわけですけれども、言えない理由が特別あるとかというのではないのですけれども、そんなところでございます。

〇委員長(荻野美友君) 野中委員。

○委員(野中嘉之君) それと、先ほど私の聞き間違いなのかどうかわからないのですけれども、15ページ の庁舎建設事業の中で庁舎基本設計及び実施設計委託料50万円の追加の関係ですが、そういうことでなくて 代替地の分筆測量調査に係る50万円、費用だというような受けとめ方したのですけれども、なぜこういうような表現になされたのか伺います。

〇委員長(荻野美友君) 小嶋企画財政課長。

○企画財政課長(小嶋 栄君) これは、財務会計システムの問題でありまして、大きな項目として庁舎建設計及び実施設計委託料でございます。この下に細かい部分で庁舎建設の基本設計とか実施設計、そのほかに分筆測量委託料というのがございますので、ここには載ってこないのですが、この大きな枠の中にはそういった細かいものがあるということでご承知おきいただければと思います。ですから、名目上はこういうふうな基本設計、実施設計なのですが、実際は代替地の分筆測量のための費用を追加をするというような内容になってございます。ですから、電算上こういう項目しか表に出てこないということをご了解いただければと思います。

〇委員長(荻野美友君) 野中委員。

〇委員(野中嘉之君) ちょっと誤解招くことにもなりますので、括弧書きでも何かそういうつけ加えておいたほうがわかりやすいのかなというふうに思うのですけれども。了解。

○委員長(荻野美友君) ほかにありませんか。
今村委員。

〇委員(今村好市君) 9ページ、不動産売払収入、先ほどの説明の中では町有地の払い下げということで 水路の払い下げだということなのですが、平米当たり1万2,100円で間違いないのかどうか、この辺ちょっと 確認をさせていただきます。

〇委員長(荻野美友君) 小嶋企画財政課長。

○企画財政課長(小嶋 栄君) 平米単価につきましては、1万2,100円ということで間違いございません。 近傍宅地の固定資産評価額を基準とさせていただいております。というのは、ここは跡地利用の問題がございまして、実はこの跡地利用は水郷公園のところにできましたセブンイレブンの今現在は敷地になってございます。そのような観点から、やはり払い下げした後の利用目的が宅地であるということから、近傍宅地、近傍の宅地の固定資産税評価額を基準とさせていただいております。

〇委員長(荻野美友君) 今村委員。

○委員(今村好市君) では、その払い下げ後の利用形態が宅地であるということで宅地並みの払い下げ価格と。近傍の宅地の評価額ということで払い下げなのですね。ちょっと感じたことなのですが、町の買収単価がありますよね、道路。水路ですから、これと似たような払い下げについても線的な払い下げで、町の買収単価については、田んぼの場合が3,000円ぐらいですか。宅地が幾らかわからないのですけれども、それとの、町が買収して公共用の道路等をつくるについては、そういう単価を近傍類似ではなくて決めてあると。逆に払い下げの場合は近傍類似の単価でやるというのが、同じような条件の土地の売る側と買う側という部分がありますので、ちょっと整合性がとれないのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

〇委員長(荻野美友君) 小嶋企画財政課長。

○企画財政課長(小嶋 栄君) 町有地の払い下げにつきましては、あくまでも申請による払い下げということでございますので、私どもはやはりその跡地利用の関係でこういった基準を定めさせていただきました。今、今村委員さんのご指摘のように買うときと売るときの値段が違うではないかというようなお話もあったわけですが、やはり買う場合には道路とか公共用の施設としてご利用させていただくということで若干ご協力をいただいている面があるかと思います。私ども財産を管理している関係課としましては、きちんとした土地に見合った価格で今後も払い下げをしていくような考え方を持ってございます。よろしくお願いいたします。

〇委員長(荻野美友君) 今村委員。

○委員(今村好市君) それは何となくわかるのですけれども、一般町民感情としては何となくこうちょっと不自然なところが感じられるのかなというふうに思うのです。町も当然使わない公共用地ですから、使うものというのは払い下げできませんので、使わないものを地域の利便性のために地主に払い下げるというシステムだと思いますので、払い下げ、相手が欲しいからこちらの値段でという話も何となくわからないわけではないのですけれども、やはりその辺は買収のほうと払い下げのほうの整合性をもうちょっととったほうがいいのかなという気がするのですけれども、今後検討してください。

○委員長(荻野美友君) よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と言う人あり]

〇委員長(荻野美友君) それでは、一通り終わりましたので、質問がある方は2問目に移りたいと思いますけれども、もう一つ何か聞きたいという方がありましたら。

青木委員。

○委員(青木秀夫君) 先ほどもどなたかが質問されたのですけれども、認定こども園の補助事業ですか、

教育費のこども園の、これは管轄は教育委員会になるのですか、認定こども園というのは。それで、補助金の算定額なのですけれども、これは整備事業補助金というのですけれども、認定こども園を申請して認可されたので、それに対する何か改造費とか、そういったものに対しての費用の補助なのですか。それは、例えば補助金の算定額というのは、それは何が根拠で出てくるですか。県が2分の1、町が4分の1、事業者というか、認定こども園が4分の1という負担でこれなっているようなのですけれども、例えばわかりやすく言うと給食か何かつくる調理場の設置とか、何かそんなようなものでもする改造費にということで、その金額なんていうのは、これはどこが決めるのですか、こういうのは。

〇委員長(荻野美友君) 多田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(多田 孝君) ただいまの青木委員さんのご質問ですが、こちらの補助金に対しましては、その事業の内容としましては施設整備ということになります。認定こども園の施設をつくるために対しての補助金ということになります。この施設を建設する事業主体がまきば幼稚園さんになります。その算定なのですけれども、まきば幼稚園さんからいただきました建設費、整備費をもとに2分の1、4分の1といったことになります。具体的には、説明もありましたけれども、総事業費が3,872万7,000円、この数字がまきば幼稚園から出てきております。これに対して県のほうからその2分の1、そしてさらに4分の1を町から補助をするといったことになります。県からの補助金をいったん町が受け入れて、合わせて75%になりますが、全体の75%を町からまきば幼稚園に補助をするといった形になります。

また、ちょっと答弁が前後して申しわけないのですが、認定こども園につきましては幼稚園ということで、 来年の4月1日までは教育委員会が所管をいたします。来年の平成27年4月1日からは、福祉課のほうで所 管をするという形になってございますので、申し加えておきたいと思います。

答弁は以上になります。よろしくお願いします。

- 〇委員長(荻野美友君) 青木委員。
- **○委員(青木秀夫君)** 私が聞いているのは、だから整備費が3,800万円という根拠です。申請があれば、ではこれが1億円であっても補助するのかと。3,800万円というのは、何か理由があるのでしょう、根拠が。上限がここまでとか、人数に対して幾らまでとか、3,800万円というのはこれどこから出てくるのでしょう。
- 〇委員長(荻野美友君) 多田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(多田 孝君) 答弁不足で大変申しわけございません。

その根拠になりますけれども、まきば幼稚園が業者に委託をしまして、そこで算出をしたものがもととなっております。ただ、委員おっしゃるように1人当たりの単価ですとか、そういうものは今のところちょっと手持ちでございませんので、後ほどそのあたりは調べてご回答したいと思います。

[何事か言う人あり]

- ○教育委員会事務局長(多田 孝君) 整備そのものは……
- ○委員長(荻野美友君) 事業の内容について……
- ○教育委員会事務局長(多田 孝君) はい、わかりました。失礼しました。

乳児棟の新築工事になります。建物の新築工事ということになります。認定こども園の建物の新設ということになります。現状でいいますと、今学童保育をやっている場所があるかと思うのですが、そちらの東側に新しい棟を建てるという、この整備費になります。それが3,800万円ほどといったことになります。事業の

内容としては、1階建ての棟なのですけれども、新築工事ということで全ての、本体工事から電気、いろん な設備等も入っての経費ということになってございます。

- ○委員長(荻野美友君) 審査の対象なんていうことも聞いていると思うのですが、その辺も。
- **〇教育委員会事務局長(多田 孝君)** 上限とかそういうことに関しましては、今ちょっと手持ちの資料が ございませんので、後ほど調べてご回答したいと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇委員長(荻野美友君) 青木委員。
- ○委員(青木秀夫君) そうですよね。3,800万円で自己負担4分の1とあるから、いろいろ考えてしまうかもしれないですけれども、デラックスなものつくって1億円で申請したら、それはまきば幼稚園も負担が多いからということあるけれども、4分の3負担してくれるのならこの際だからといってもっとデラックスなものというか、大き目なものとか、そういうのを負担するということもできると思うのです。だから、何か根拠があるのではないですか、条件が。無条件に何でも出しますよというのではないと思うのです。その辺は、今のところわかっていない。

[「はい」と言う人あり]

- ○委員(青木秀夫君) では、後で結構です。
- 〇委員長(荻野美友君) 多田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(多田 孝君) 済みません。ただいまちょっと調べたところですが、申しわけございません。こちらの基準なのですけれども、1つの施設当たりなのですが、群馬県はC地区に該当しておりまして、定員が20名以下ということで5,670万円が限度ということになってございます。ですから、その内数に入っているということで3,800万円に対しての補助が認められたということになるかと思います。

以上です。

〇委員長(荻野美友君) よろしいですか。

ほかに。

黒野委員。

- **○委員(黒野一郎君)** 24ページになろうかと思いますけれども、文化財保存の事業関係、保存の関係ですけれども、先ほど小嶋課長が話していた大雪がどうのこうのという、壊れたか何なのかわからないのですけれども、一般財源が62万円ということであるわけですけれども、具体的な内容というのか、どういうところの施設とか、わかれば具体的にご説明いただければと思いますけれども、よろしくお願いします。
- **〇委員長(荻野美友君)** 多田教育委員会事務局長。
- **〇教育委員会事務局長(多田 孝君)** ただいまの黒野委員のご質問ですが、町指定の足尾鉱毒被害者救済第1施療所跡の修復ということになりますけれども、具体的には今年2月の大雪によりまして、その建物の隣にありますタラヨウの木、大きな巨木なのですが、こちらが中ほどから折れまして、その倒木が施療所の屋根に当たりまして屋根を損壊したということで、その改修に当たるといったものでございます。具体的には松本シズコさん、海老瀬の、お亡くなりになってしまいましたけれども、松本吉雄さんのお宅になります。そちらの屋根がかなり壊れてしまったということで、そこは町の指定文化財でもあるということから補助金を出すものでございます。

なぜこの時期になったかということも若干つけ加えさせていただきますけれども、まずタラヨウの木を撤

去するなどの作業があったということで、それが終わってから屋根の修復の見積もり等とり始めたということから9月になってしまったということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇委員長(荻野美友君) 黒野委員。
- **〇委員(黒野一郎君)** そうすると、松本家がかなり負担をして、補助金ということは。すると、我々には直接関係ないと言われればそれまでですけれども、どのくらいかかったのか。これあくまでも指定ですので、町指定ですから、県とかそういうところからは一切出てこないかと思うのですけれども、まずその辺のところを。
- 〇委員長(荻野美友君) 多田教育委員会事務局長。
- **○教育委員会事務局長(多田 孝君)** ただいまのご質問ですが、先般の企画財政課長からの説明にもありましたとおり、半額を、2分の1を町が負担をしております。屋根の改修工事にかかわる費用が123万9,000円となっております。その2分の1が町負担、約62万円補正とっておりますが、62万円で、半分を個人負担ということで松本さんのご負担ということになります。

以上です。

- 〇委員長(荻野美友君) 黒野委員。
- **〇委員(黒野一郎君)** そうしますと、今後もそういうことで指定ですから、大雪ばかりではなくて何かの障害いろいろあった場合についても補助というのか、やっていくわけでしょうけれども、実際起こらなければそれは当然あれですけれども、万が一想定して、あった場合については金額大きくなっても当然これはやっていくということだと思うのですけれども、その辺は。
- 〇委員長(荻野美友君) 多田教育委員会事務局長。
- **〇教育委員会事務局長(多田 孝君)** 今のご質問ですが、町指定の文化財ということになれば同様の対応をとっていくと。金額多い少ないかかわらず同じ対応をとるような形になるかと思います。

以上です。

○委員長(荻野美友君) ほかにありませんか。

荒井委員。

- ○委員(荒井英世君) 13ページの、これ先ほど森田委員が質問したのですけれども、防犯施設整備事業、これ再質問ということでお願いします。町で設置する場合と行政区で設置する場合とありますけれども、設置基準なのですけれども、例えば町でつくる場合、設置する場合は通学道路が最優先なのでしょうか。というのは、うちのほうは第5支部ですけれども、通学道路以外の道路については行政区でやってほしいという、こういうことだったのですけれども、ただ要するに通学道路を最優先するという……まずそこからお聞きします。通学道路が最優先ですか、設置する場合の。
- 〇委員長(荻野美友君) 鈴木総務課長。
- **〇総務課長(鈴木 渡君)** 一番は、通学道路をまず最優先をしてということで見ていくというふうなことです。
- 〇委員長(荻野美友君) 荒井委員。
- ○委員(荒井英世君) そうしますと、これあくまで防犯施設という形ですよね。防犯というと、例えば通

学道路に該当していなくてもその他の道路で夜間危ないという道路ありますよね。そういった部分について も、今後ですけれども、例えば町の部分で設置できないかということなのですけれども、当然そこには区長 さんとか警察とか関係者が入って相談するのでしょうけれども、その辺どうでしょう。

〇委員長(荻野美友君) 栗原町長。

〇町長(栗原 実君) ただいまの答弁は、基本的なラインを述べたものであって、今まででも今荒井委員が指摘したような場所、それが一定の角度から見て必要だというものについてはつけている場所もあるということですので。基本的には、順位というとまず通学道路、それから町道の中でも基幹道路、準基幹道路とか、主要道路も含めて、さらにその中で危険箇所。また、全くの危険箇所というのは、言いかえると人が行かない場所が危険箇所になる可能性は高いのです。だから、例えば蛭田の沼の奥のほうへつけろとか、危険箇所だけの判断で言えばそういう箇所だってあるわけです。それについてはやはり合議をしながら、人がそれなりにいわゆる往来をしながら、それでなおかつ危険な箇所という、とりあえずはその範囲ぐらいをめどに進めていきたいと。本当の危険箇所というのは、人が全く行かないところが犯罪を犯すには、引っ張り込めばいいわけですから、連れていってしまえばいいわけですから、そこにつけろなんて言われたら数限りなくありますし、ということで同じ危険箇所でも優先度の高い場所においての危険箇所も要望によって相談をしながらつけていくという手順になっておると思います、今現在でも。したがって、そういう方向性をさらに進めたいと、そういうことでございます。

○委員長(荻野美友君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

青木委員。

○委員(青木秀夫君) 先ほど説明のあった認定こども園のことなのですけれども、さっき多田さんの説明だと、来年4月からまきば幼稚園も今度福祉課の所管になるということは、丸ごと認定こども園になってしまうわけね。先ほどの説明だと、教室というか、園舎を増設するのに19名までの増設なので、補助金が五千何百万円までの範囲は出るのだとかという、認定こども園をやるので、19名までをやるので補助金が出るのとは違うわけですね。丸ごと認定こども園になるわけだ。幼稚園の部門を残しながら認定こども園というのをまた併設すると、そういうのとは違うのですか、これ。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) ちょっと関連がございますので、私のほうからということでお願いしたいと 思います。

今聞くところによりますと、まきば幼稚園が新設する部分、これについてはゼロ歳から3歳までの施設を整備すると。それで、もともとはもう3歳からのは幼稚園制度で持っていると。それを両方あわせて、今後ここを整備した段階において、認定こども園の認定は県の認定になりますので、県のほうへ申請していって、要は認定こども園として来年の4月からは運営してされていくという形になってくるかなと思います。よろしいでしょうか。

〇委員長(荻野美友君) 青木委員。

〇委員(青木秀夫君) ゼロ歳から3歳児までの部門が新設されると、部門として。その上の4歳から上は 幼稚園として今までどおり使うのだけれども、今度はひっくるめてゼロ歳からを認定こども園ということで

運営していくということになるわけだ。

〇委員長(荻野美友君) 小野田福祉課長。

○福祉課長(小野田博基君) そういうことで一体的にこども園となって、ゼロ歳から 5 歳までが見られる認定こども園という形で進んでいくかと思います。したがいまして、先ほども多田局長のほう申し上げたとおり、簡単に言えば子育て支援をしている、それは幼稚園であろうとこども園であろうと保育園であろうと子育て支援ということで、福祉課子育て支援係ありますので、そういう形で移管になるかなというふうに思います。全体を含めてこども園になっていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

〇委員長(荻野美友君) よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 質疑を終結いたします。

議案第32号 平成26年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとすることにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

〇健康介護課長(落合 均君) それでは、議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の細部につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

補正の概要につきましては、午前中町長から提案理由のご説明を申し上げておりますが、歳入歳出それぞれ議案書のほうごらんいただければと思いますが、31万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,415万9,000円とするものでございます。

議案書の2ページ、3ページ、4ページ、5ページは、町長の提案理由のとおりでございますので、省略させていただきまして、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金に21万9,000円の追加でございます。こちら一般会計の補正でございましたが、26年度の社会保障・税番号制度のシステム改修に係る分といたしまして、一般会計から特別会計のほうに繰り出しを行ったものを受け入れるものでございます。金額は21万9,000円の追加ということでございます。

次に、5款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度の繰越金を10万円追加とするものでございます。

次に、7ページの歳出でございますが、先ほど歳入で受け入れました社会保障・税番号制度システム改修費の歳入部分、金額をそのまま一般管理費の委託料といたしまして21万9,000円を追加いたします。

次に、3款の諸支出金、1項償還金還付加算金、保険料の還付加算金でございますが、こちらを過年度分の後期高齢者の保険料の還付金の当初で見込んだ額より還付の額が5,000円の20人分ということで不足が見

込まれますので、今回10万円の追加をさせていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、細部のご説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 質疑を終結いたします。

議案第33号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決を行います。 原案のとおり可決決定すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について担当課長からの 説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

○健康介護課長(落合 均君) 続きまして、議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出にそれぞれ2,413万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を19億8,221万6,000円とするものでございます。

議案書のほうの、先ほどと同じでございますが、2ページ、3ページ、4ページ、5ページは省略させていただいて、6ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうの細部のご説明ということでございます。歳入でございますが、9款1項1目一般会計 繰入金で、先ほど後期高齢と同様でございますが、マイナンバー制度の関係、社会保障・税番号制度のシス テム改修費の繰入金ということで一般会計から33万1,000円を受け入れるものでございます。

次に、10款の繰越金、1項繰越金、1目の療養給付費交付金繰越金ということでございます。こちら歳出のほうの、これからご説明申し上げますが、過年度分の精算で返還が生じまして、その返還に充てる財源といたしまして前年度の繰越金から交付金の繰越金という形で財源として補正をさせていただくものでございます。

次に、2目のその他繰越金でございますが、こちら前年度繰越金といたしまして1,720万9,000円の追加ということで、こちらも前年度の繰越金を歳出のほうのやはり還付金また返還金に充てるための財源として歳入で補正をさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費でございますが、社会保障・税番号制度システム 改修の委託料ということで33万1,000円の追加でございます。

次に、12款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金で、1目の一般被保険者保険税還付金といたしまして100万円の追加でございます。こちら国保税の還付の不足見込みということで100万円の追加をさせていただくものでございます。

次の3目の一般被保険者償還金といたしまして1,620万9,000円の追加でございます。これ前年度の精算に 基づきまして国庫支出金の返還を行うための歳出の補正でございます。

次に、8ページをお願いいたします。12款1項4目退職被保険者等償還金でございますが、こちらにつきましても659万8,000円の追加でございます。こちらにつきましても、やはり退職者医療に係る交付金につきまして精算の関係で返還が生じましたので、659万8,000円を歳出のほうで追加をさせて返納を行うというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、細部の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

小森谷委員。

〇委員(小森谷幸雄君) 7ページ、精算金とか言葉の違いはよくわかるのですが、諸支出金の中の一般被保険者保険税還付金と、還付しているわけですから、お返ししているわけですよね。それが当初は200万円だったのをさらに100万円追加をすると。システム的なトラブルか何かで取り過ぎたというのか、その辺のいきさつの部分でどんな関係でこういう形で還付金が発生したのか、その理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

〇委員長(荻野美友君) 根岸戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(根岸一仁君) 7ページの還付金の関係なのですけれども、これはトラブルということではありません。内容的にいいますと、還付金に当たる方の1人の金額が大きい方が多数発生しました。内容的にどういうのかといいますと、国民健康保険に加入をしていて、例えば若い人が加入をしていてどこかの企業に就職したとします。その場合には国保から離脱しなくてはいけないのですけれども、手続を忘れてしまうという人が結構いるのです。そうすると、そのまんま会社のほうでは企業の健康保険を払っていて、なおかつ国民健康保険は世帯主が払うのですけれども、そうやって払っていると。二重の払いが例えば1年間だとか半年間だとか、そういう期間続いてしまうという方が何人か、ちょっと多目に発生いたしました。現在全体的には46件の還付件数があるのですけれども、支払った金額が148万円もう払ってしまいました。当初予算が200万円ということだったものですから、あと50万円程度ですと残り半分はちょっときついかなということで、今回ちょっと安全パイも含めまして100万円ほどを計上させていただいたということが一番大きな原因となっております。

〇委員長(荻野美友君) 小森谷委員。

〇委員(小森谷幸雄君) そういう理由だということでわかるのですけれども、そうしますとこれは例年こういう事態が発生するであろうということで予算を編成されると。この発見の度合いというのは、どういう形で、本人が申請か何かしてくるのですか、こちらでわかるのですか。いわゆる税務課さんのほうで二重にいただいているというのがわかるような仕組みになっているのか、どんな形でわかるのか、お返しするのか、その辺のいきさつ。

〇委員長(荻野美友君) 根岸戸籍税務課長。

〇戸籍税務課長(根岸一仁君) 多くの場合は、やはり本人様からの申し出が多くなっております。あとは、例えば死亡してしまった人であるとか、こちらのほうで明らかに誤ったものが数件あることありますが、そ

れはごくわずかということで、申請がほとんどになります。

- ○委員長(荻野美友君) ほかにありませんか。 青木委員。
- **〇委員(青木秀夫君)** 今の諸支出金の3目の一般被保険者償還金というのかな、これの説明のところに国庫支出金等精算返還金と書いてあるのは、等と書いてあることは、これは国と県なんかも含まれているということ、精算金が、でしょうか。
- 〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。
- **〇健康介護課長(落合 均君)** 今回の補正の内容につきましては、全て国庫負担金のみの返還ということでございます。県につきましては、含まれておりません。
- 〇委員長(荻野美友君) 青木委員。
- **〇委員(青木秀夫君)** では、等って何なの、これ。いや、だってこれ精算するということは、国庫支出金も県の支出金もあるわけでないですか。すると、精算したら県の返還金も発生するのではないですか。場合によってはこれ町も負担しているわけだから、町への精算金も発生するのではないかと思うのだけれども、そうならないのですか、それ。国だけなのですか。
- 〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。
- **〇健康介護課長(落合 均君)** この科目につきましては、今回は国のみの返還という形となっております。 それと、次のページの退職者の関係につきましては、こちら支払基金からいただいている分ですが、支払 基金のほうに返還ということで生じておりますが、県のほうへの返還は今回はございません。県への返還は 今回はございません。

[何事か言う人あり]

〇健康介護課長(落合 均君) 今後も補正は出てこないと思います。国のみでございます。国と支払基金のみでございます。

[「後で発生する」と言う人あり]

- **〇健康介護課長(落合 均君)** いや、それはございません。一応システム上、さっきの庁舎の関係でございますが、システムの項目の設定上で通っていく形が入ってしまっている部分があるということで、ちょっと紛らわしくて申しわけございませんが、あくまでも国のみの返還ということでございますので、よろしくお願いします。
- 〇委員長(荻野美友君) 青木委員。
- **〇委員(青木秀夫君)** 年度で決算終わると、後でこれ国庫も精算するのでしょう、国に対しても、県に対しても。確かにその次のページの支払基金に返還するのも、精算してこの部分が、退職者の部分が返還されるわけでしょう。何で国だけこれが出てくるのかなと思ったから。しかも、等と書いてあるから、等の中にはいろんなのが入っているのかなと思って聞いてみたのですけれども、これは国だけだけれども、たまたまシステム上、等という言葉がついてしまったということね、紛らわしいけれども。ほかのところとの精算、これいつされるのですか。
- 〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。
- ○健康介護課長(落合 均君) 今後まだ、先月ですか、精算の通知、国保等ではないのですが、後期高齢

等も精算の通知が来ているものもございます。年度内の精算という場合も、返還とか追加で交付もありますので、今回返還の期限が、特に金額が大きいもの、9月末というものがございますので、それが今回の議会に間に合うということで精算のほうが決定しましたので、今回補正をさせていただくものでございます。補助金によりましても精算という形で決定が来ているものもございます。

〇委員長(荻野美友君) よろしいですか。

青木委員。

〇委員(青木秀夫君) だって、25年度決算したのでしょう。これもう決算書が出ているのだから、25年度 の。

〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。

〇健康介護課長(落合 均君) 決算はしていますが、実際決算をして、その後に県とか国のほうに書類を提出、5月、6月送っていますので、その後に正式に決定のほうの精算の通知が来るような形になりますので、タイムラグが生じます。町のほうの決算に基づいてその後の報告、精算、その後の正式な決定通知に基づいて精算の手続が発生してくるということになりますので、町のほうの決算が終わったからすぐという形でないということだけはご了解いただければと思います。

〇委員長(荻野美友君) 青木委員。

〇委員(青木秀夫君) そうすると、25年度決算書をつくるときには、まだ精算前で決算しているわけだ。 これに基づいて国や県との25年度の決算に対する精算があるわけかい。そういうことね、ずれるのでしょう

〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。

〇健康介護課長(落合 均君) 補助金、負担金によりまして、会計整理期間、4月、5月中に現年度で精算をするものと翌年度に精算をするものというのがございます。ですから、そこら辺はその金額、補助金、負担金によりまして現年度で締めて、5月いっぱいまでに追加交付が来るもの、また翌年度になってから清算をするものというものがございますので、ちょっと紛らわしいところでございますが、こちらにつきましては翌年度の精算の部分ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(荻野美友君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 質疑を終結いたします。

議案第34号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決を行います。 原案のとおり可決決定すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について担当課長からの説明 をお願いいたします。

落合健康介護課長。

〇健康介護課長(落合 均君) それでは、議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第

2号)の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれに938万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を11億6,904万8,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページは省略させていただきまして、6ページの歳入のほうの細部の 説明ということでお願い申し上げます。

まず、4款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金でこちらに、先ほども国保のほうで出ましたが、前年度の事業費の確定によりまして追加交付となります金額212万9,000円を追加させていただくものでございます。これ介護給付費の29%分に当たります。

次に、7款1項4目のその他一般会計繰入金に先ほど来ほかの会計でも出てございますが、社会保障・税番号制度システム改修繰入金といたしまして一般会計から157万3,000円を受け入れるものでございます。

次に、7款2項1目の介護保険基金繰入金でございますが、こちら2,047万5,000円の減額ということでございます。当初で予算を組むために介護保険からの基金繰入金を見込んでおりましたが、今回前年度の繰越金を受け入れることによりまして基金からの繰り入れを減額する。それだけ前年度の繰越金の財源が確保できたということで基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、8款の繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして2,615万6,000円を追加するものでございます。

次に、8ページお願いいたします。歳出でございますが、1款1項一般管理費につきまして、社会保障・ 税番号制度のシステム整備事業の改修委託料といたしまして157万3,000円を追加させていただくものでございます。

次に、7款1項1目の一般被保険者保険料還付金でございますが、こちらも先ほどの国保、後期高齢と同様でございますが、保険料の還付の不足見込みがございまして、5万円の追加をさせていただくものでございます。

次に、2目の償還金でございますが、776万円の追加でございます。こちら介護給付費国庫分の返還金、地域支援事業交付金国庫分の返還金、地域支援事業交付金、支払基金からの交付分の返還金ということで、合わせた金額の返還金ということでございます。これ先ほど来お話出ておりますが、前年度の給付費の確定によりまして精算、翌年度に清算をするために返還のための補正ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、介護保険の補正予算のほうの説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。 青木委員。

〇委員(青木秀夫君) こっちは返還金となっているのだけれども、いいですか、課長。今諸支出金のところだけれども、償還金となっているでしょう。それで、説明のところにはこれ返還金という言葉が出ているのだけれども、これどういうことなの、償還金と返還金というの。介護給付費の国庫負担分のこっちは返還金と。返還ならわかるのだけれども、償還金という項目、どういうことなのでしょう、これ。

- 〇委員長(荻野美友君) 落合健康介護課長。
- **〇健康介護課長(落合 均君)** これは、予算上のとり方ということで、中身的にはやはり返還も償還も同じということでご理解いただければと思います。返すということで、中身的には、内容的には同じものでございます。
- ○委員長(荻野美友君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 質疑を終結いたします。

議案第35号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について採決を行います。 原案のとおり可決決定すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

○閉会の宣告

○委員長(荻野美友君) 慎重なご審議ありがとうございました。

ただいまご審議いただいた議案第32号から議案第35号までの審議決定は、明後日9月11日の本会議で行います。

以上をもちまして本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時30分)